

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>確定給付企業年金について、事業主の損金算入が可能な掛金の範囲に、企業年金基金が翌年度の予算上見込んだ不足を償却するための掛金を追加する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲259 百万円 （－ 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、確定給付企業年金については、積立不足を償却するための掛金としては、現に生じている積立不足、次回の財政再計算（少なくとも5年ごとに行う）までに発生すると見込んだ積立不足を償却するための掛金の拠出は認められているが、同じ確定給付型の制度である厚生年金基金で認められている、翌年度の予算上見込んだ不足を償却するための掛金（特例掛金）の拠出は認められていない。</li> <li>・ 特に近年、運用環境の変動が激しく、迅速な財政安定化に向けた対応が企業年金存続のためにも必要であるが、確定給付企業年金において現在認められている掛金だけでは迅速な対応が難しい。</li> <li>・ このような環境下で、迅速な財政安定化に向けた対応が行えるよう、厚生年金基金で認められている翌年度の予算上見込んだ不足を償却するための掛金（特例掛金）について、基金型確定給付企業年金についても認められるよう強く望まれている。</li> </ul>		

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標 6 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る 施策中目標 3 企業年金等の健全な育成を図ること 施策中目標 4 企業年金等の適正な運営を図ること
		政策の達成目標	確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進することにより、確定給付企業年金の適正な運営を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成24年4月以降
		同上の期間中の達成目標	確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進することにより、確定給付企業年金の適正な運営を図る。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年9月1日時点の基金型確定給付企業年金の件数：611件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	確定給付企業年金の財政安定化に向けた迅速な取組を推進することが可能である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	確定給付企業年金については、掛金等の拠出時、運用時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	運用環境が急激に悪化した場合に、迅速な掛金対応が可能となり、確定給付企業年金制度の財政の安定化に資することから、政策目的に照らして、妥当な要望である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">         これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項       </p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	<p>—</p>